

令和8年度 静岡市利用者負担額表(保育料)

◆幼児教育・保育無償化について◆
3～5歳(クラス年齢)の児童(1号及び2号)及び市民税非課税世帯の0～2歳(クラス年齢)の児童(下記表3号のB階層)の保育料は、幼児教育・保育無償化に伴い、無償となります(給食費、教材費等は無償化の対象外です)。
◆第2子以降保育料無償化について◆
0～2歳(クラス年齢)の児童の保育料は、上記にかかわらず、第2子以降(※)は無償となります。
※世帯における第何子かを決定する際に対象となるお子さんは、世帯の所得やきょうだいの年齢、同居の有無、保育所等の利用に関わらず、保護者様が実際に監護し、生計が同一のお子さんです。

階層区分		令和8年1月1日時点で静岡市を含む政令指定都市に住所があった人(税率8%)※	第1子の利用者負担額(月額:円)	
			3号(0～2歳クラス)	
			標準時間	短時間
A		生活保護世帯等	0	0
B		市民税均等割非課税世帯	0	0
C		市民税所得割非課税世帯	7,500	7,500
		母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	0	0
市民税所得割課税世帯	D1	所得割額 64,800円未満	8,500	8,500
		母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	3,100	3,100
	D2	80,000円未満	13,300	12,900
		母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	5,200	5,000
	D3	89,300円未満	14,800	14,400
		母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	5,800	5,600
	D4	102,801円未満	17,500	17,100
		母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	7,000	6,800
	D5	129,300円未満	20,500	20,100
	D6	153,300円未満	25,500	24,900
	D7	177,300円未満	31,500	30,900
	D8	225,300円未満	32,500	31,900
	D9	252,000円未満	39,000	38,100
	D10	265,300円未満	42,000	41,100
	D11	281,300円未満	45,000	44,100
	D12	329,300円未満	45,000	44,100
	D13	401,300円未満	46,500	45,600
	D14	452,000円未満	52,000	50,800
	D15	529,300円未満	55,200	54,000
	D16	529,300円以上	57,200	55,600

階層区分		令和8年1月1日時点で政令指定都市以外の市町村に住所があった人(税率6%)	第1子の利用者負担額(月額:円)	
			3号(0～2歳クラス)	
			標準時間	短時間
A		生活保護世帯等	0	0
B		市民税均等割非課税世帯	0	0
C		市民税所得割非課税世帯	7,500	7,500
		母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	0	0
市民税所得割課税世帯	D1	所得割額 48,600円未満	8,500	8,500
		母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	3,100	3,100
	D2	60,000円未満	13,300	12,900
		母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	5,200	5,000
	D3	67,000円未満	14,800	14,400
		母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	5,800	5,600
	D4	77,101円未満	17,500	17,100
		母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯	7,000	6,800
	D5	97,000円未満	20,500	20,100
	D6	115,000円未満	25,500	24,900
	D7	133,000円未満	31,500	30,900
	D8	169,000円未満	32,500	31,900
	D9	189,000円未満	39,000	38,100
	D10	199,000円未満	42,000	41,100
	D11	211,000円未満	45,000	44,100
	D12	247,000円未満	45,000	44,100
	D13	301,000円未満	46,500	45,600
	D14	339,000円未満	52,000	50,800
	D15	397,000円未満	55,200	54,000
	D16	397,000円以上	57,200	55,600

※ 実際の保育料算定においては、旧税率(6%)を用いて算定するため、上記階層表に保護者様の市民税所得割額を当てはめた場合の保育料階層区分と、実際に旧税率で計算した保育料階層区分が異なる場合があります。

(備考)

- ① 令和8年度利用者負担額は、4～8月分を令和7年度の市民税額、9～3月分を令和8年度の市民税額を基に決定いたします。(市民税額は、調整控除を除く住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、配当割控除、株式等譲渡所得割額控除の税額控除前の金額です。)
- ② この利用者負担額のほか、各園によって実費徴収や上乘せ徴収があることがあります。
- ③ 海外に居住していたため日本国内において住民税が課税されていない方についても、当時の収入状況等から住民税の課税相当額を推計して利用者負担額を算定いたします。
- ④ お子さんが年度途中で誕生日を迎え満3歳となった際に、支給認定区分は3号から2号に変更となりますが、利用者負担額は、満3歳に達する以後の最初の3月31日までの間は3歳未満児(3号認定児童)と同額の利用者負担額となります。
- ⑤ 政令指定都市において、平成30年度分の個人市民税(平成29年分の所得に対して課される個人住民税)から、所得に応じて課される所得割の市民税率が6%から8%に変更されましたが、保育料は旧税率(6%)を用いて算定します。
- ⑥ 年度途中で生活保護の受給が停止・廃止になった方は減免前の市民税額で利用者負担額を算定します。

【問い合わせ先】 静岡市 こども未来課
DX推進係 ☎054-221-1418